

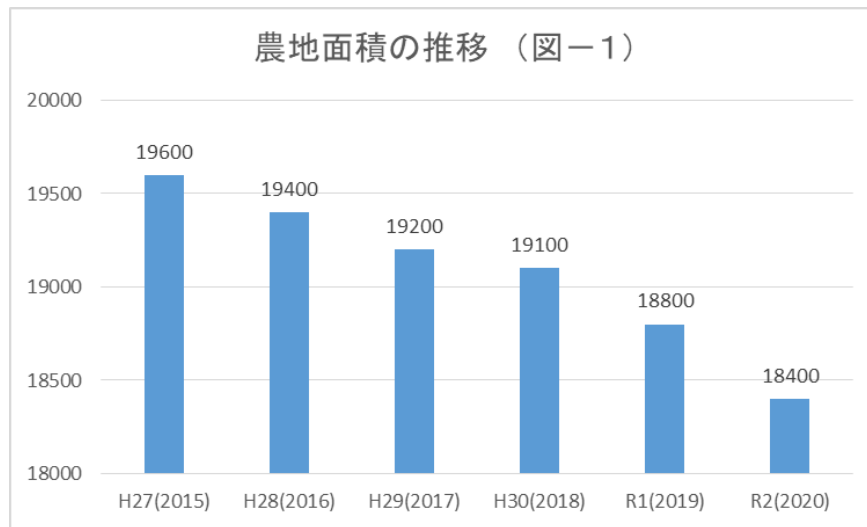
農地面積の減少に係る考察

令和 4 年 1 0 月 2 8 日現在
環境農政局農水産部農地課

【概要】

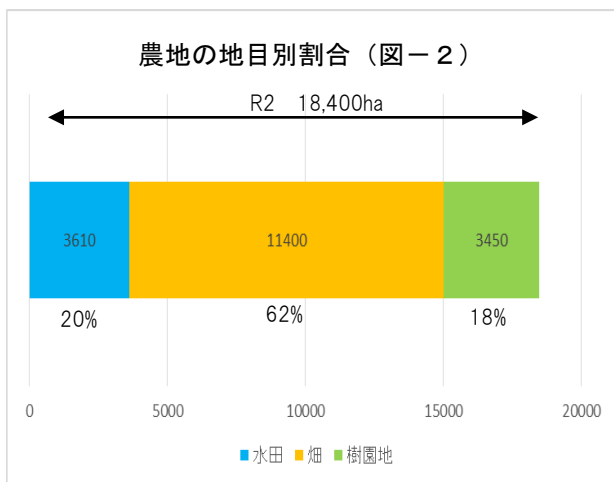
農地面積の減少状況

平成 27 年度 (2015) に 19,600ha あった農地は、5 年後の令和 2 年度 (2020) には 18,400ha と 1,200ha 減少している。(図-1)

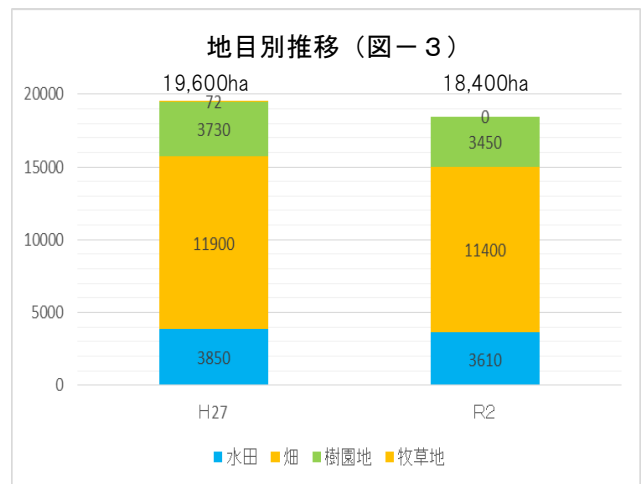


作物統計調査における面積調査 (耕地面積調査)

本県の農地面積は、水田が 2 割、畑が 6 割、樹園地が 2 割と水田に比べて畑が多い。(図-2) (図-3) (※地目別面積の傾向は次頁表参照 (表-1))



農地の地目別割合 (耕地面積 R2 データ加工)



農地の地目別割合 (耕地面積 H27、R2 データ加工)

平成 27 年度から令和 2 年度までの地目別の増減は、水田が 240ha (22%) の減、畑が 500ha (46%) の減、樹園地は 280ha (26%) の減となっている。(表-1)

地目別耕地面積の推移 (表-1)

		(ha)						
		1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	減少面積
		H7	H12	H17	H22	H27	R2	割合
水田 ①	面積	5,170	4,550	4,280	4,030	3,850	3,610	
	増減数	0	△ 620	△ 270	△ 250	△ 180	△ 240	22%
	増減率	0	-12.0%	-5.9%	-5.8%	-4.5%	-6.2%	
普通畑 ②	面積	13,800	12,600	12,500	12,200	11,900	11,400	
	増減数	0	△ 1,200	△ 100	△ 300	△ 300	△ 500	46%
	増減率	0	-8.7%	-0.8%	-2.4%	-2.5%	-4.2%	
樹園地 ③	面積	5,020	4,420	4,280	4,120	3,730	3,450	
	増減数	0	△ 600	△ 140	△ 160	△ 390	△ 280	26%
	増減率	0	-12.0%	-3.2%	-3.7%	-9.5%	-7.5%	
牧草地 ④	面積	71	68	72	72	72		
	増減数	0	△ 3	4	0	0	△ 72	7%
	増減率	0	-4.2%	5.9%	0.0%	0.0%	-100.0%	
合計 ①+②+③+④	面積	24,100	21,700	21,100	20,400	19,600	18,400	
	増減数	0	△ 2,423	△ 506	△ 710	△ 870	△ 1,092	100%
	増減率	0	-10.0%	-2.8%	-3.3%	-3.9%	-6.1%	

※作物統計調査における面積調査 (耕地面積調査)

※合計面積は、数値をまるめているため、地目別の面積を足した結果と合わない

※増減率は、5年前の面積に対する、当該年度までに増減した面積の割合である

1 農地面積の減少要因について

減少要因の約 8 割が農地転用 (荒廃農地以外) によるものであり、残りの約 2 割は農地の荒廃化によるものとなっている。(表-2)

かい廃面積の内訳 (表-2)

		単位: ha						
解消理由		H28	H29	H30	R1	R2	合計	割合 (%)
かい廃 (減少要因)	a	208	221	181	317	353	1,280	
	農地転用 a-b	144	184	144	255	251	978	76%
	荒廃農地 b	64	37	37	62	102	302	24%

※耕地及び作付面積統計「耕地の面積・かい廃面積」より引用、加工

※かい廃: 自然災害又は人為かい廃

※農地転用: かい廃面積から荒廃農地面積を引いた数値

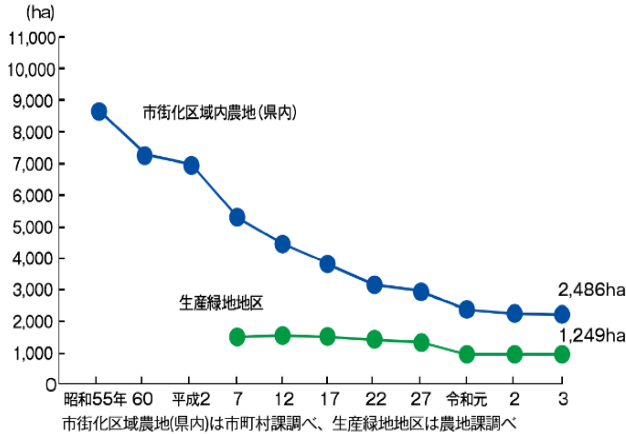
※荒廃農地: 耕作の用に供されていたが、耕作放棄により耕作し得ない状態 (荒地) となった土地

2 区域別の農地転用状況について

(1) 市街化区域内の農地（図－4）（表－3）

市街化区域内の農地のうち、生産緑地の減少(約 20ha/年)はわずかだが、制限のないその他の農地の減少は大きい。

また、生産緑地以外の市街化区域内の農地は、届出行為のみで転用可能であり、県下全体の農地転用面積の約 7 割を占めている。



市街化区域内農地の動き（図－4）

生産緑地地区の都市計画決定状況（表－3）

年度	地区数	面積(ha)
H25	8,967	1,405
H26	8,838	1,380
H27	8,704	1,360
H28	8,564	1,336
H29	8,443	1,315
H30	8,324	1,293
R1	8,236	1,276
R2	8,156	1,262
R3	8,077	1,249

※各年12月末時点 利用調整G調べ

(2) 市街化調整区域内の農地

農地転用は、農地法の転用許可基準に基づき、県下統一で運用されている。許可基準を満たせば転用可能で、制限できるものではないが、まとまりのある優良農地などの転用は難しい。

3 転用目的について

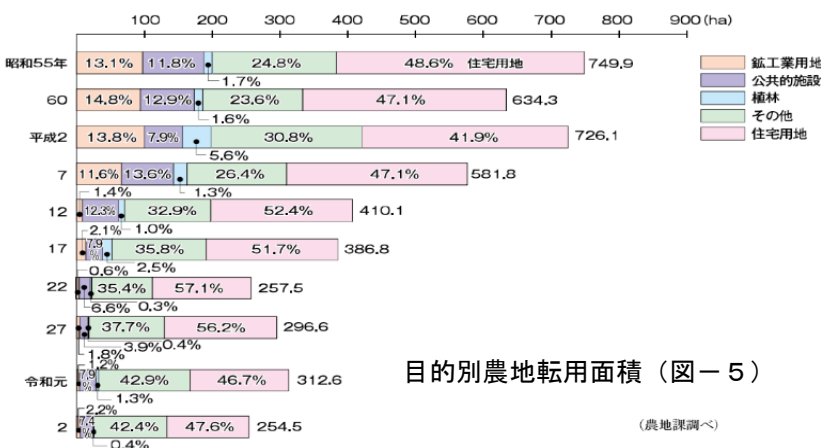
令和2年度の転用目的は、住宅用地が約 120ha（約 48%）、駐車場や資材置場が約 90ha（約 35%）、公的施設用地（学校や公園、運動場、道路、水路、鉄道、官公庁、病院等）は約 19ha（約 7%）となっている。

なお、この傾向は高度成長期から変わっていないが、鉱工業用地による転用は減少している。（図－5）（表－4）

令和2年用途別農地転用の詳細面積（表－4）
(ha)

住宅用地	121
農家住宅	2
一般個人住宅	88
集合住宅	31
公的施設用地	19
学校用地	1
公園等	0
道路水路・鉄道	13
官公・病院公的施設	5
鉱工業用地（工場）	6
商業サービス用地	17
店舗	7
流通業務	10
ゴルフ場	0
その他レジャー	0
その他	87
農林漁業用施設	2
駐車場	68
土石採取	0
再エネ発電施設	1
その他レジャー	16
植林	1
その他	3
計	254

利用調整G調べ



目的別農地転用面積（図－5）

4 荒廃農地について

(1) 現状

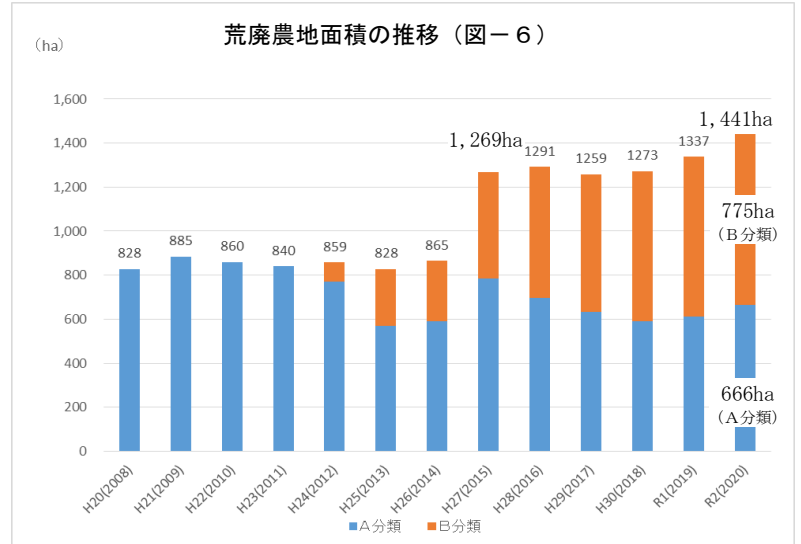
荒廃農地面積は平成 27 (2015) 年の 1,269ha から 14%増加し、令和 2 (2020) 年に 1,441ha となっている。再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の割合も年々増加している。

(図-6)。

用語解説

A分類: 再生利用が可能な荒廃農地(農地法第 32 条第 1 項第 1 号に該当する農地)

B分類: 再生利用が困難と見込まれる荒廃農地



※荒廃農地の発生・解消状況に関する調査より引用
 ※2015(H27)から調査範囲が県内の全ての農地に拡大したため数値が大きくなっている。

(2) 荒廃農地の発生箇所

令和 2 年における再生可能な荒廃農地 (A 分類) 666ha の地目は、水田で 134ha、畑 459ha、樹園地 73ha となっている。(表-5)

一方で、再生利用が困難の荒廃農地 (B 分類) の傾向としては、A 分類よりも樹園地の割合が高く、樹園地の再生が難しいと市町村農業委員会では判断していることがわかる。(表-6)

令和 2 年再生可能な荒廃農地 (表-5)

内訳	面積 (ha)	割合 (%)
水田	134	20%
畑	459	69%
樹園地	73	11%
計	666	

※「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査 (R2 年 A 分類)」より引用。

令和 2 年再生困難な荒廃農地 (表-6)

内訳	面積 (ha)	割合 (%)
水田	44	6%
畑	521	67%
樹園地	210	27%
計	775	

※「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」より抽出。

(3) 荒廃農地の再生について

平成 27 年から令和 2 年までに再生された荒廃農地の割合は、水田で 20%、畑で 70%、樹園地で 10% となっている。(表-7)

平成 27 年から令和 2 年までに再生された荒廃農地 (表-7)

内訳	面積 (ha)	割合 (%)
水田	126	20%
畑	431	70%
樹園地	38	10%
計	595	

※5年間で解消された数値は、「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査(解消面積)」のH28年～R2年値の合計値。

再生された荒廃農地の状況

営農再開が 60%、保全管理が 40% となっている。

5 まとめ

作物統計調査における面積調査(耕地面積調査)には、荒廃農地も含まれており、人為的な農地転用のみが減少要因ではない。

農地転用については、制限することは難しいが、荒廃化については、政策により防ぐこと(減少抑制)は可能であり、荒廃農地をいかに活用するかが重要である。